

馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書についての意見概要及び事業者の見解が、6月17日に鹿児島県と西之表市ほか4町に送付されました。県知事は、その後120日の間に環境保全の見地から書面で意見を述べることとなります。これに伴い、県知事から求められていた市長の意見書を、8月15日に提出しました。その内容について、全文を掲載します。

馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書に対する市長意見

馬毛島は、種子島との結びつきが深い島です。無人島となって40余年を経た今も、故郷として大事に思う人、郷愁を抱く人は少なくありません。馬毛島と種子島が同胞（はらから）の島であることは、歴史の随所に示されています。

これまで、西之表市には米軍施設も自衛隊施設もありませんでした。この西之表市に属する馬毛島に、滑走路や港湾施設を有し、恒久的なFCLP施設ともなる基地が新たに設置されることとなれば、防衛施設とは無縁であった西之表市にとって、極めて大きな変化です。

環境問題は、基地建設計画に賛成する人であれ、反対する人であれ、共通して重大な関心事であり、最も不安を抱いている事柄です。馬毛島の貴重な自然、歴史文化遺産及び住民生活にかかる環境の保全のためには、徹底した現況調査と影響の予測、評価により、実効ある措置及び対策が求められます。

以上のことから、下記の通り、本市意見を提出します。地域の状況を知る本市意見を的確、最大限に反映されるようお願いいたします。

記

【工事全般に関すること】

①本準備書では、海側の施設の規模や構造は明記されているが、陸側の工事計画の詳細は

示されていない。海岸線に人工構造物が構築される場合、大きさや形状によっては、両側回遊種の個体群の維持、保全を脅かす障害となり得るため、そのような場合には、改変工事計画の詳細を明示すること。

②有識者や水産関係者から、造成工事や運用時における馬毛島（施設等）から排出される排水等による海洋生態系や漁業への影響が懸念されている。排水の処理施設等の規模や構造、排水溝出口の位置などの詳細を示すこと。

③陸域工事において、建設残土が発生しないよう切土については盛土に用いることとし、土砂等流出防止対策として、仮設沈砂池や早期緑化・小堤工を設置する計画が示されているが、造成面積が、約410haと馬毛島の半分を占める面積であることから、漁業活動に影響のないように、常襲的な台風、線状降水帯の発生等の降雨を想定し、周辺海域への土砂流出及び予測結果を超える水の濁りの拡散が生じないよう対策を講じること。

④仮設栈橋撤去後の基礎捨石について、専門家意見で「底生生物や藻類が付着した捨石は残置するのが良い」としているが、水産関係者から、捨石の大きさや量によって漁業に影響が生じるとの意見が寄せられており、仮設栈橋撤去後の基礎捨石を残置するに当たっては、詳細について、関係者と十分調整すること。

【大気質に関すること】

⑤方法書において、大気質は、馬毛島島内においても工事や航空機の運航により動物等に及ぼす影響も考えられることから、調査地点を設置するよう求めていた。馬毛島における居住の実態等を踏まえつつ、馬毛島島内における大気質の把握に努めること。

⑥航空機の運航による大気汚染物質については、直接人体へ影響を及ぼすものであることから、風向、飛行回数、飛行中のぶれ等により本市への影響が生じる可能性を考慮の上、長期的な調査による把握を検討すること。

【騒音・低周波音に関すること】

⑦西之表市上空を飛ばない対策（訓練外の移動を含む。）を講じること。やむを得ず西之表市上空を飛行する、又は飛行した際には、事前又は事後に、その内容を評価し、速やかに西之表市に報告すること。また、原因等について、西之表市に説明し理解を得ること。

⑧早朝及び夜間、土曜日、日曜日及び祝日並びに盆及び年末年始における訓練のための飛行は避け、学校及び地域の諸行事、市民の生活に支障を生じさせないよう配慮すること。

⑨住民が最も不安視するのは夜間における航空機騒音であり、種子島の平常時の静穏性に配慮するとともに、高齢者や障がいのある人、妊婦、乳幼児等への影響を考慮の上、夜間時における評価を別に検討すること。

⑩本市の基幹産業である畜産（酪農及び黒毛和種繁殖）について、準備書では騒音が家畜に及ぼす影響として、乳牛ではジェット機音暴露（120dB未満）に対し、乳量が約30%減少したことを示している。乳量減少が認められた120dB未満の騒音の回数及び時間、期間などの詳細を示すこと。また、準備書では、乳量の影響を示しているものの、黒毛和種の繁殖経営への影響が示されていない。黒毛和種の影響も示すこと。

【電波障害に関すること】

⑪馬毛島基地（仮称）の運用の詳細が未確定

である以上、準備書に示す運用以外のことも想定される。やむを得ず西之表市上空を飛行する、又は飛行した際には、事前又は事後に、電波障害の状況について評価し、速やかに西之表市に報告すること。また、原因等について、西之表市に説明し理解を得ること。

【陸域動物に関すること】

⑫外周フェンス外に残る、シカの生息可能環境、シバ群落や餌生産面積を推定し、現在の該当する面積との比を算出し、事業完了後のシカの生息可能個体数の変化を予測すること。

⑬工事に伴う樹木の伐採は、シカの餌資源、避暑地、繁殖地等を減少させる行為である。適切な保全・保護の観点から、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、環境保全措置等を講じること。

⑭準備書には、ドブシジミ属はドブシジミもしくはオキナワドブシジミの可能性があり、どちらの種も鹿児島県RDBで分布特性上重要な種に指定されているため、重要な種として扱っている旨示されているが、固有種（固有亜種）である可能性があるため、DNAによる判定に努めること。

⑮オカヤドカリ類は馬毛島全島の海岸線近くに広く生息しており、樹木の伐採による生息地保護のため、国指定の天然記念物オカヤドカリ類を保全すること。

【陸域植物に関すること】

⑯重要な動物の生息や植物の生育が確認されるなど、新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び西之表市に報告を行うとともに、必要に応じて専門家などの調査に協力し、意見を聴取し、適切に環境保全措置を講じること。

※4.2 知事意見及び事業者の見解の表-4.2.1 知事意見及び事業者の見解で番号4に「調査、予測及び評価は、専門家の意見を踏まえて実施しました。なお、新種やこれまでの知見では想定されない動植物種の生息・生育を確認する等の新たな事

実の判明はありませんでした。」としているが、これまで自生が確認されていないゲッキツが示されていること(奄美諸島以南、宝島は植栽)なども含め、これまで動植物についての調査が十分に行われてこなかった。特に植物については、これまでの調査で新記録種がいくつも確認されており、今般のゲッキツの事例も踏まえ、有識者や市を含む関係機関等から直接意見を徴する場を設けるとともに、再度、調査期間や回数など充実させた形で現地調査を行う必要がある。

⑰「タネガシマアリノトウグサについては、これまでの調査頻度を考えるとおそらく消失したものと考えられる。」としているが、本市としては、これまで馬毛島において、十分な現地調査が行われたてきたとは判断していない。消失の考えに至ったとする根拠を示すこと。

タネガシマアリノトウグサが発見された場合には、速やかに本市に報告を行うとともに、環境保全措置を講じること。タネガシマアリノトウグサを発見しやすい8月から9月にかけての詳細な調査を実施または協力すること。

⑱オキナワハイネズ群落が生息しているが、本年刊行された所蔵されている植物標本をもとにした種子島の植物相(鹿児島県の維管束植物分布図集 2022 鹿児島大学総合研究博物館研究報告 17)では確認されておらず、分布的に疑問がある。オキナワハイネズ群落の植生の詳細について評価書に記載すること。

⑲南部の高坊地区の海岸林には、日本の北限に当たるオオハマボウ群落があり、これらを可能な限り保全するよう努めること。

⑳対象事業実施区域内で確認されている「コケセンボンギク」や「ウヅルカンダ」等の馬毛島の植物相で重要な種については、その保存保護に努めること。

㉑供用時には、シカの施設内の侵入を防ぐ外柵の設置により、シカの生息範囲が49.2%に

制限されるが、そのことにより植物群落、植物相に想定されない影響が生じる可能性がある。シカの個体数及び植生の変化についてのモニタリングを実施すること。

【景観に関すること】

㉒岳之腰(最高標高値)の平坦化による、希少生物の生息環境への影響(上昇気流・湧水の喪失等)の評価、歴史的文化的景観の滅失による住民等の心理上、観光上等の影響の評価をすること。

【人と自然との触れ合いの活動の場に関すること】

㉓人と自然との触れ合いの活動の場について、調査範囲が種子島島内だけで馬毛島が外れている。方法書で示したように市民が馬毛島の潮間帯を利用して磯遊びを行うことがあるので、馬毛島まで広げた内容とすること。

【廃棄物等に関すること】

㉔一般廃棄物の取扱いについて、島外への搬出(排出の見込量も含め)など、具体的な手法について、市や関係各所との調整作業を行うこと。

【その他】

㉕準備書において方法書に対する事業者の見解として、「埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法に基づき、適切に対応します。」としているが、馬毛島においては、埋蔵文化財や歴史・自然・民俗・文化に係る調査が十分に行われていない。これまでも、学識団体及び有識者から詳しい調査を行うよう求められていることから、それらの団体等から調査参画について要請された際は協力すること。

㉖埋蔵文化財の保存保護のため、馬毛島の埋蔵文化財包蔵地の存在を把握するのは、行政の責務であり、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこととされており(文化庁次長通知 平成10年9月29日)、西之表市教育委員会による馬毛島全域の埋蔵文化財分布

調査に協力すること。

⑲対象事業実施区域に所在する建造物は、現在の場所から撤去することとしており、その具体的な取扱いについては、今後、関係自治体等とも相談するとしている。戦争関連遺構のトーチカや爆弾投下的の処置について、本市との調整を行うこと。

また、対象事業実施区域の周辺には、6か所の漁撈小屋群跡（葉山小屋・高坊小屋・住吉小屋・浜津脇小屋・池田小屋・能野小屋）や池田小屋近くに所在する石塔、信仰遺構（祠等）等があり、これらについても、その扱いについて本市と調整すること。

⑳馬毛島における自然環境の保全と管理を継続して行うこと。

㉑環境監視調査を行う大気質、騒音、振動、土砂による水の濁り、水の汚れ、低周波音等については、いずれも住民の関心の高い事項であるため、事後調査と同様に結果の公表を行うこと。また、その結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その対応について市と協議し、検討すること。

㉒環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の選定の理由で、地形及び地質については、「対象事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は存在しないため、選定しないこととしました。」としているが、馬毛島においては地形・地質調査が実施されておらず、準備書は既存の報告書類に基づくものであるため、速やかに有識者等による調査に協力すること。

※馬毛島には「津波石」と推定されるサンゴ石灰岩・砂岩が広範囲に分布し、これを調査し保全・保護することは地質学的・防災上からも極めて重要である。

陸域のサンゴ石灰岩は過去における津波の証拠と考えられ、これらを現状で保全・保護することが望ましい。それが不可能な場合、津波石と推定されるサンゴ石灰岩・サンゴ破片について、位置緯度・経度・高度を含めた地理情報、大きさ

縦・横・高さ形状、長軸方向、横転の有無・傾斜角度、砂岩・頁岩礫の付着の有無、全体的な形態を知るための写真撮影、サンゴ石灰岩・サンゴ破片のサンゴの種類、貝化石等の種類、14C年代測定をする必要がある。また、調査したものについては回収し、今後の研究に使用できるように保管することが必要である。

なお、外周道路内側にもサンゴ石灰岩が散在しているが、これらについても同様の措置を取る必要がある。サンゴ石灰岩は津波の可能性を示唆する重要な資料であり、フェンスで囲む等の保護策を実施し、現地で保存することが望ましい。

種子島及び屋久島に分布する熊毛層群からは、数量は少ないが化石が知られている。それらは大型の貝化石、生痕化石等であり、主として砂岩中に散在して産出する。内陸部は風化が進行し、また、過去の人為により平坦化されており、化石の発見は困難である可能性もあるが、化石の有無を明らかにすることは、馬毛島の生い立ちを知る上で重要である。とくに砂岩が分布する地域を中心に詳細な調査が必要がある。

化石が発見された場合には現地保存が望ましいが、不可能な場合は今後の研究のために採集し保管すること。

㉓本市においては、これまで馬毛島に係る現地調査（自然・歴史文化等）の実施を求めてきた。本市市史編さん自然部会調査及び葉山王籠遺跡調査を令和3年1月18日から1月22日にかけて実施したが、本市主体の学術的調査が実施できていない。有識者から本市に対し現地調査の要望もあることから、早急に、防衛省及び有識者等による現地調査に協力すること。

㉔防衛省においては、専門家の意見をもとに本準備書を作成し、国民からの環境保全の見地からの意見に対しても、再度、専門家に確認し事業者の見解を取りまとめたものと思われるものの、他の有識者からは各種動物・生態系に係る調査の手法や結果への疑問等もあることから、必要に応じて再度専門家や他の有識者からもヒアリング等を行うなどして、評価書を作成すること。